

京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア共同利用等内規

令和3年3月31日 高等研究院長裁定制定

(趣旨)

第1条 この内規は、文部科学省「世界トップレベル研究拠点プログラム(WP I)」に基づいて整備された高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア(以下「SignAC」という。)が管理及び運用する設備の共同利用等について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この内規において対象となる設備は、別表第1設備名称欄に掲げる共同利用に供する設備及び別表第2設備名称欄に掲げる解析等を行う設備とする。

(管理責任者)

第3条 SignACに、設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、SignACの長をもって充てる。

(利用資格)

第4条 別表第1設備名称欄に掲げる設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点の教職員又は学生
- (2) 京都大学(以下「本学」という。)の教職員又は学生(前号の者を除く。)
- (3) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者

(利用日)

第5条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日(創立記念日)
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第6条 別表第1の設備の利用時間は、同表に定めるとおりとする。

2 設備の利用単位は、別表第1に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第7条 設備を利用しようとする者は、当該設備を利用しようとする日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日)の1ヶ月前から3日前までに、管理責任者に対し共同利用申請書(様式1)を提出し、又はSignACが指定するウェブシステム(以下「ウェブシステム」という。)を通じて申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその初日）から起算して3日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。なお、申出の期日を経過した場合は、設備の利用日時の変更又は利用の取止めを認めないことがある。

（解析等の委託）

第9条 別表第2設備名称欄に掲げる設備について、同表委託内容欄の解析等をSignACに委託しようとする者は、管理責任者に対し解析等委託申請書（様式2）を提出し、又はウェブシステムを通じて申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、第4条に定める者のうち、日本国内での実施にあたり必要な承認を受けた研究を目的として利用しようとするものとする。

3 管理責任者は、第1項の申請があったときは、SignACの業務に支障がないと認める場合に限り、これを承認することができる。

4 前条第1項の規定は、委託申請の場合に準用する。

5 前項において準用する前条第1項の承認を受けた者（以下「委託者」という。）は、解析等に使用する試料（以下「解析試料」という。）を、SignACの指示に従い提出するものとする。

6 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、SignACに解析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。

7 管理責任者は、解析等が完了したときは、その結果を報告書に記載して委託者に交付するとともに、解析試料に残余がある場合は、委託者の希望に応じてこれを返還する。

（利用料等）

第10条 利用者及び委託者（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる方法により、その利用する設備又は委託する解析等に応じて別表第1に定める利用料又は別表第2に定める委託料を納付するものとする。

(1) 大学運営費については、予算振替によるものとする。

(2) 受託研究費、寄附金、本学に交付される補助金及び間接経費については、費用の付替によるものとする。

(3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。

(4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定の口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いと管理責任者が特に認めた場合は、管理責任者が負担方法を別に定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料（以下「利用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

4 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

(1) 第8条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合

(2) 前条第6項の委託内容の変更又は委託の取止めを承認した場合

(3) SignACの都合により承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて

実施する解析等を中止した場合

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。
- (2) 設備を第三者に利用させないこと。
- (3) 設備を初めて利用する場合は、管理責任者が実施する事前講習を受講すること。ただし、管理責任者が不要と認める場合を除く。
- (4) 設備に特別な工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。
- (5) S i g n A Cの施設、設備等の保全に努めること。
- (6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(設備の利用の停止又は解析等の中止等)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備の利用若しくは解析等の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する解析等を中止することができる。

- (1) 利用者等が、この内規に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- (2) 利用者等が、共同利用申請書、解析等委託申請書又はウェブシステムに虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により、設備の利用又は解析等に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用若しくは解析等の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する解析等を中止したことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により S i g n A Cの施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第15条 S i g n A Cは、利用者等がその目的を達成するように協力し、及び支援する。ただし、設備の利用又は解析等から得られる結果に対していかなる保証も行わず、設備の利用又は解析等及びそれに係る損害について、いかなる責任も負わない。

2 S i g n A Cは、利用者が S i g n A Cの設備を利用するに当たって発生した事故及び怪我について、いかなる責任も負わない。

(発明等の帰属)

第16条 利用者等は、設備の利用又は委託による解析等（以下「共同利用等」という。）の結果を用いたことによって京都大学発明規程（平成16年達示第96号）第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、管理責任者に届け出るものとする。

2 管理責任者は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者等と別途協議し、書面にて定めるものとする。

3 前項の規定は、共同利用等の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。
(成果の利用)

第17条 利用者等は、共同利用等の成果を学会発表、論文等で公開する際は、その都度、文部科学省「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」に基づいて整備されたSignACによる支援を受けた旨を以下の例文等によって明記するものとする。

日本語：「京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点(WPI-ASHBi)SignACの支援に感謝する。」

英語：“We appreciate the support of SignAC, Institute for the Advanced Study of Human Biology (WPI-ASHBi), Kyoto University.”

2 利用者等は、共同利用等により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 高等研究院及び吉田南構内共通事務部に所属する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用等その他共同利用等に係る諸手続により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(安全管理)

第19条 利用者は、SignACにおける安全管理について、関係する法令及び本学の諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、法令等に基づき管理責任者が行う指示に従わなければならない。

(事務)

第20条 共同利用等に関する事務は、高等研究院及び吉田南構内共通事務部経理課において処理する。

(疑義等の解決)

第21条 この内規に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(内規の変更)

第22条 高等研究院長は、以下の場合に利用者等の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにSignACホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者等に周知するものとする。

(その他)

第23条 この内規に定めるもののほか、共同利用等に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1(第2条、第6条、第10条関係)

設備名称	利用単位	利用時間	利用料単価			
			第4条第1号に掲げる者	第4条第2号に掲げる者	第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者
10x Genomics社製 Chromium Controller	1サンプルあたり	午前9時から午後5時まで	19,680円	22,460円	22,460円	47,500円
Bio-Rad社製 QX200 Droplet Digital PCRシステム	1サンプルあたり	午前9時から午後5時まで	900円	920円	920円	1,300円
イルミナ社製 NextSeq 550システム	1時間あたり	午前9時から午後5時まで	2,000円	3,100円	3,400円	8,300円
イルミナ社製 NovaSeq 6000システム	1時間あたり	午前9時から午後5時まで	4,200円	7,600円	8,500円	24,500円
米国ベックマン・コールター社製 Biomek i7 Hybrid(MC+Spn-8)	1時間あたり	午前9時から午後5時まで	3,000円	5,700円	6,200円	14,800円
イルミナ社製 iSeq 100システム	1回あたり	午前9時から午後5時まで	8,100円	12,300円	12,900円	25,900円

上記表中の利用料単価は、利用単位あたりに係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。

別表第2(第2条、第6条、第9条、第10条関係)

設備名称	委託内容		利用単位	委託料単価			
				第4条第1号に掲げる者	第4条第2号に掲げる者	第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者
イルミナ社製 NextSeq 550システム	DNAシーケンス解析	Mid Output Kit v2.5 (150 Cycles)	1回あたり	197,700円	217,200円	221,600円	294,700円
		Mid Output Kit v2.5 (300 Cycles)		314,700円	346,700円	353,900円	480,700円
		High Output Kit v2.5 (75 Cycles)		247,800円	262,800円	266,100円	319,800円
		High Output Kit v2.5 (150 Cycles)		458,000円	480,900円	486,100円	573,800円
		High Output Kit v2.5 (300 Cycles)		727,300円	765,300円	773,300円	914,700円
イルミナ社製 NovaSeq 6000システム	RNA-seqライブラリーの作製とNGS解析		1サンプルあたり	23,900円	27,600円	28,700円	39,800円
	DNAシーケンス解析	SP Reagent Kit v1.5 (100 Cycles)	1回あたり	358,300円	405,100円	416,600円	624,700円
		SP Reagent Kit v1.5 (200 Cycles)		488,700円	558,500円	575,000円	879,100円
		SP Reagent Kit v1.5 (300 Cycles)		617,000円	709,100円	730,600円	1,130,800円
		SP Reagent Kit v1.5 (500 Cycles)		885,800円	1,022,200円	1,054,700円	1,663,000円
		S1 Reagent Kit v1.5 (100 Cycles)		597,500円	646,800円	658,300円	866,400円
		S1 Reagent Kit v1.5 (200 Cycles)		811,100円	882,700円	899,200円	1,203,400円
		S1 Reagent Kit v1.5 (300 Cycles)		976,600円	1,068,700円	1,090,300円	1,490,500円
		S2 Reagent Kit v1.5 (100 Cycles)		1,316,500円	1,377,900円	1,391,900円	1,648,000円
		S2 Reagent Kit v1.5 (200 Cycles)		1,653,700円	1,745,700円	1,767,300円	2,167,500円
		S2 Reagent Kit v1.5 (300 Cycles)		1,802,200円	1,934,200円	1,965,100円	2,541,300円
		S4 Reagent Kit v1.5 (35 Cycles)		1,864,700円	1,919,300円	1,931,600円	2,155,700円
		S4 Reagent Kit v1.5 (200 Cycles)		2,371,700円	2,503,700円	2,534,500円	3,110,800円
		S4 Reagent Kit v1.5 (300 Cycles)		2,657,600円	2,816,800円	2,854,400円	3,558,700円
		S4 Reagent Kit v1.5 (300 Cycles) 1lane		696,900円	741,300円	751,100円	927,200円
イルミナ社製 iSeq100システム iSeq 100	DNAシーケンス解析	i1 Reagent v2 (300 Cycles)	1回あたり	100,200円	105,200円	106,400円	119,300円

上記表中の委託料単価は、利用単位あたりに係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を委託料とする。

様式1 (第7条関係)

共同利用申請書

○年○月○日

京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア長 殿

京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアが供する共同利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア共同利用等内規を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
利用申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
緊急連絡先	職場		自宅	
利用設備名				
利用期間	○年○月○日○時		～	○年○月○日○時 計○時間
利用目的				
利用料請求先 *利用申請者と異なる場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> 機能強化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他)			
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 預り科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究等 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金 <input type="checkbox"/> 間接経費			
	PJコード【 <input type="text"/> 】			
事前講習 *初回時のみ記載	受講希望日時	○○年○○月○○日○○時～		(所要時間：●時間)
	受講済の場合は受講年月日			
利用申請者 以外の利用者	所属部署・職名	職名	氏名	連絡先

利用申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアへ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアへ連絡してください。
3. 利用料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。

解析等委託申請書

○年○月○日

京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア長 殿

京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアが実施する解析等について、下記のとおり申請します。なお、申請が承認された場合には、京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コア共同利用等内規を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
委託内容	□□□装置	□○○解析 □△△解析 □☆☆解析 □××解析		
		特記事項		
		委託数	○○回	
	△△△機	□▽▽解析 □◇◇解析		
		特記事項		
		委託数	○○回	
解析試料	残余の解析試料の返還	□希望する □希望しない		
研究目的	□日本国内での実施にあたり必要な承認を受けた研究を目的とする (チェックが無い場合は申請できません。)			
委託料請求先 *申請者と異なる 場合のみ記載	住所・機関(部署)			
	名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	□大学運営費 (□機能強化経費 □特殊要因経費 □その他)			
	□寄附金 □預り科研費等 □受託研究等 □機関経理補助金 □間接経費			
	PJコード【 】			
	□その他【 】			

委託申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアへ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに京都大学高等研究院ヒト生物学高等研究拠点単一細胞ゲノム情報解析コアへ連絡してください。
3. 委託料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、委託料請求先が同一の場合には、一括して委託料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。